



平成 21 年 7 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社ビックカメラ
代表者名 代表取締役社長 宮嶋 宏幸
(コード番号：3048 東証一部)
問合せ先 常務取締役経営企画本部長
兼経理本部長 金澤 正晃
T E L 03-3987-8785

答弁書と課徴金納付について

当社は、平成 21 年 6 月 26 日付で「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」を開示しておりますが、その後、課徴金についての審判手続開始決定通知書を金融庁長官より受領いたしました。当社は、総合的に検討した結果、関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけした決算訂正問題の解決を図り、信頼回復に注力していくべきであると判断し、本日、同通知書に記載された金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実および納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を、金融庁審判官宛に提出いたしました。今後当社は、金融庁からの納付命令に従い、当該課徴金を納付することとなります。

納付すべき課徴金の額 金 2 億 5,353 万円

当社は、このたびの事態を真摯に受け止め、今後の再発防止ならびに皆様からの信頼回復に努めてまいります。

株主の皆様をはじめ多くの関係者の皆様には多大なるご迷惑、ご心配をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

ご参考

証券取引等監視委員会ホームページ掲載事項 http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2009/2009/20090626.htm

以 上